

## 鳥取県告示第 832 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

### 2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県母子福祉資金貸付金(昭和 60 年度貸付決定番号第 A21559 号、平成 2 年度貸付決定番号第 A21840 号、平成 4 年度貸付決定番号第 A11539 号、平成 5 年度貸付決定番号第 A11553 号及び平成 14 年度貸付決定番号第 A11713 号に係るものに限る。)

### 3 委託年月日

平成 19 年 9 月 11 日